

みやしろ健康福祉プランー高齢者編ー (高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)の策定について

1 計画策定の趣旨

介護保険法及び老人福祉法の規定により、町は3年間の介護保険事業計画、老人福祉計画の策定をする必要がありますが、現在の第7期の計画が令和2年度で終了することから、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画を「みやしろ健康福祉プランー高齢者編ー」として策定するものです。

2 スケジュール

- 令和2年3月 ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査等調査結果報告書」を作成
- 令和2年6月 ・策定コンサルティング業務委託先の決定
請負業者 Next-i株式会社さいたま支店
- 令和2年7月～ ・みやしろ健康福祉事業運営委員会高齢者福祉部会 開催
・みやしろ健康福祉プラン策定委員会（庁内会議）開催
・計画骨子の検討
・計画素案の協議
- 令和2年11月 ・議会全員協議会において計画素案の説明
- 令和2年12月 ・パブリックコメントの実施
- 令和3年2月 ・みやしろ健康福祉事業運営委員会全体会において、計画案及び第8期（令和3年度から令和5年度）介護保険料案の説明
- 令和3年2月 ・議会全員協議会において、計画案及び第8期（令和3年度から令和5年度）介護保険料案の説明
- 令和3年2月 ・3月定例会に「宮代町介護保険料条例の一部を改正する条例」を提案